

芦教委第7号議案

芦屋市立学校園薬剤師の委嘱について

芦屋市立学校園薬剤師を別紙のとおり委嘱する。

令和7年6月26日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

提案理由

令和7年6月30日で園薬剤師が退任するため、次期の担当園薬剤師を委嘱しようとするもの。

1 委 嘱 医 令和 7 ・ 令和 8 年度芦屋市立学校園薬剤師名簿のとおり

2 任 期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

- (1) 学校保健安全法第 2 3 条
- (2) 芦屋市立学校管理運営規則第 1 0 条
- (3) 芦屋市立幼稚園規則第 3 2 条

芦屋市薬剤師会**薬剤師**

保健安全・特別支援教育課 R7.4.1

	氏 名	学 校 園 名	
1	小 森 千夏子	山手中学校・山手小学校・西山幼稚園	3 校園
2	安 達 克 哉	精道中学校	1 校
3	北 田 三和子	潮見中学校・打出浜小学校	2 校
4	山 田 恵 美	精道小学校	1 校
5	久 保 恵 子	宮川小学校・潮見小学校 宮川幼稚園・潮見幼稚園	4 校園
6	山 根 壽美子	朝日ヶ丘小学校	1 校
7	仁 科 吉 廣	岩園小学校	1校
8	田 中 千 尋	浜風小学校	1校
9	<u>松 下 菜穂子</u>	岩園幼稚園・小槌幼稚園	2 園

根拠法令

1 学校保健安全法 第23条（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

学校には、学校医を置くものとする。

（2）大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

（3）学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

（4）学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

（5）学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

2 芦屋市立学校管理運営規則 第10条（校医）

学校に医師、歯科医師及び薬剤師（以下「校医」という。）を置く。

（2）校医は市内において昼間開業中の医師、歯科医師、薬剤師の有資格者の中から教育長が選任し、教育委員会が委嘱する。

（3）校医の委嘱は4月に行い、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（4）中途において任命された者については、次の改任期までを任期とする。

（5）任期中においても本人からの申出又は不相当と認められたときは、解任することがある。

3 芦屋市立幼稚園規則 第32条（園医）

幼稚園に医師、歯科医師及び薬剤師（以下「園医」という。）を置く。

（2）園医は市内において昼間開業中の医師、歯科医師、薬剤師の有資格者の中から教育長が選任し、教育委員会が委嘱する

（3）園医の委嘱は4月に行い、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（4）年度の中途において委嘱された者については、次の改任期までを任期とする。

（5）任期中においても本人からの申出又は不相当と認められたときは、解任することがある。